

## 証券投資信託 商品概要説明書

項目	内容
1. 商品名	DC・ダイワ・バリュー株・オープン
愛称	DC底力
2. ご利用者	当商品を選定されている確定拠出年金プランの加入者および運用指図者の方 (ただし、名義は確定拠出年金制度における資産管理機関または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関となります。)
3. 商品分類	投資信託協会分類：追加型投信／国内／株式
4. 商品属性	
当初設定日	2001年11月28日
信託期間	無期限
クローズド期間	ありません。
主要投資対象	ダイワ・バリュー株・オープン・マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。 (ダイワ・バリュー株・オープン・マザーファンドはわが国の金融商品取引所上場株式及び店頭登録株式に投資します)
運用方針	(1)主としてマザーファンドの受益証券に投資を行い、ベンチマークである東証株価指数(TOPIX)を中長期的に上回る投資成果をめざします。 ①主としてダイワ・バリュー株・オープン・マザーファンドの受益証券に投資します。 ②マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の90%程度以上に維持することを基本とします。 ③株式以外の資産(他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。)への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。 (2)ダイワ・バリュー株・オープン・マザーファンドの運用方針 ①わが国の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式の中から、取得時にPER、PBRなどの指標または株価水準からみて割安と判断される銘柄のうち、今後株価の上昇が期待される銘柄に投資します。 ②銘柄の選定にあたっては、主に次の観点から行います。 イ.事業の再構築力、新しい事業展開 ロ.本業の技術力、市場展開力 ハ.株主本位の経営姿勢 ※ただし、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	●マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 ●株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ●同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ●外貨建資産への投資は、行いません。
ベンチマーク	東証株価指数(TOPIX)
決算日	毎年3月9日、9月9日(委託会社が休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎年3月9日および9月9日(休業日の場合翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 収益分配金は、自動的に再投資されます。
償還条項	委託会社は、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したとき等は、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。 償還が行われると受益権が換金されることにより運用が行えなくなります。
5. お申込み方法	当プランにおける拠出金または他の運用商品の売却資金により購入できます。
お申込み単位	1円以上1円単位
お申込み価額	購入約定日の基準価額が適用されます。
6. 解約方法	当プランで選定されている他の運用商品の購入資金に充当する場合は自由に解約できますが、確定拠出年金関連法令で定められている一定の給付事由以外は現金でのお引出しはできません。
解約価額	売却約定日の基準価額が適用されます。
7. 費用	この商品には次の費用がかかります。
販売手数料	ありません。
信託報酬	純資産総額に対して年1.672%(税抜年1.52%) (内訳:委託会社0.704%(税抜0.64%)、販売会社0.902%(税抜0.82%)、受託会社0.066%(税抜0.06%))
信託財産留保額	ありません。

項目	内容
7. 費用	この商品には次の費用がかかります。
その他費用	次の費用が当ファンドより支弁されます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 信託財産において資金借入れを行った場合の利息</li> <li>● 信託財産に関する租税</li> <li>● 信託事務処理に要する諸費用</li> <li>● 受託会社の立替えた立替金の利息</li> <li>● 信託財産にかかる監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額</li> <li>● 売買委託手数料および当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額</li> <li>● 先物取引・オプション取引等に要する費用 等</li> </ul>
8. お申込み不可日等	金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ファンドの受益権の取得および一部解約の申込みが中止される場合があります。また、確定拠出年金制度上、お取扱いできない場合がありますので弊社コールセンターにお問合せください。
9. 課税関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 確定拠出年金制度においては換金時、償還時、収益分配時の利益に対して課税されません。</li> <li>● 加入者および運用指図者の方の年金資産残高に対して、約1%の特別法人税等が課税されますが、その適用については現在凍結されています。</li> </ul>
10. 利益の見込み 損失の可能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、将来の基準価額の予想ができないことから、利益の見込みを事前に示すことはできません。なお、当ファンドにおける運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。</li> <li>● 当ファンドの基準価額は弊社コールセンター、Web等で開示します。</li> </ul>
11. 基準価額の主な 変動要因等	ファンドは、株式などの値動きのある証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。主なリスク要因は次の通りです。
価格変動リスク・ 信用リスク	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は短期的または長期的に大きく下落することがあります(発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります)。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。なお、店頭登録株式は、一般に発行企業が新興企業であり、取引される株式数が少ない場合が多く、相対的に大きな価格変動を示す傾向があります。このため、店頭登録株式を組入れた場合には、基準価額の変動性が高まる場合があります。 ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融商品で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります(信用リスク)。この場合、基準価額が下落する要因となります。
解約によるファンド の資金流出に 伴うリスク	解約申込みがあった場合には、解約資金を手当するため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。
12. セーフティー ネットの有無	投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
13. 持分の計算方法	解約価額(= 基準価額) × 保有口数 ※ 基準価額・解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。
14. 委託会社	大和アセットマネジメント株式会社(信託財産の運用指図等を行います。)
15. 受託会社	三井住友信託銀行株式会社(信託財産の保管・管理等を行います。) (再信託受託会社: 株式会社日本カストディ銀行)

## (運営管理機関) リソナ銀行

- ◆ 当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- ◆ 当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。
- ◆ 投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および投資成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。
- ◆ 上記商品内容をご確認のうえ、確定拠出年金法第24条に基づき別途ご提供する上記商品の過去の運用実績と併せて、ご自身で投資判断を行っていただきますようお願いいたします。

(2020.7)